

福島県12市町村移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった12市町村（以下「12市町村」という。）において、県外からの新たな住民の移住の促進により、新たな活力を呼び込むことで、12市町村の復興・再生の更なる加速化を図ることを目的として、新しい地域を創り出すなどチャレンジを行う意欲のある、県外から12市町村への移住者に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で移住支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 12市町村

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）をいう。

(2) 移住

福島県以外の地域から住民票の異動を伴い12市町村に転入し、5年以上継続して居住する意思をもって主たる生活拠点を当該地域に構えることをいう。

(3) 移住支援金

第4条で規定する交付対象者に対し、福島再生加速化交付金を活用し交付する交付金をいう。

(4) 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の市区町村をいう。

(5) 条件不利地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。

(交付金額)

第3条 第4条で示す要件を満たす者に対し、移住に要する経費として、以下の金額を移住支援金として交付する。

(1) 世帯での移住の場合：200万円

東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(2) 単身での移住の場合：120万円

(対象者の要件)

第4条 移住支援金の交付対象者要件については、別に定める。

(交付対象者の登録)

第5条 12市町村に転入した者で移住支援金の申請をすることを予定している者は、就業者にあっては、住民票の異動後速やかに、起業者にあっては、起業支援金の交付決定後速やかに、別に県が定める登録届出書を転入先の市町村を経由して県に提出しなければならない。

(交付の申請)

第6条 前条の規定により登録した者は、就業者にあっては、12市町村内への転入後、3か月以上1年以内かつ別に県が定める日までに、別に県が定める申請書等を転入先の市町村を経由して県に提出しなければならない。また、起業者にあっては、起業支援金の交付決定から1年以内であって、かつ、12市町村内への転入後、3か月以上1年以内かつ別に県が定める日までに、別に県が定める申請書等を転入先の市町村を経由して県に提出しなければならない。なお、申請者は、平成23年3月11日時点で12市町村に居住していた者（住民票があった者）以外の者とする。

(交付決定の通知)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適當と認めるときは、速やかに当該申請者に交付の決定を通知する。
2 審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合は、その理由を付して当該申請者に不交付の決定を通知する。

(支援金の交付請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、速やかに別に県が定める請求書等を県に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第9条 県は、前条の規定による請求書等を受理したときは、速やかに移住支援金を申請者に交付するものとする。

(交付申請及び交付請求の取り下げ)

第10条 第6条に規定する移住支援金の交付申請及び第8条に規定する移住支援金の交付請求の取下げを行う場合は、その旨を県に通知しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 県は、交付の決定を受けた後に交付対象の要件に該当しないことが明らかとなった者、又は虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けた者に対して、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した移住支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(返還制度)

第12条 県は、前条に定める場合のほか、次の各号のいずれかの要件に該当する者に対し、交付した移住支援金を返還させることができる。

- (1) 移住支援金の申請日から5年以内に12市町村以外に転出した場合。
 - (2) 移住支援金の申請日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合。
 - (3) 福島県12市町村起業支援金交付事業に係る交付決定を取り消された場合。
 - (4) 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなつた場合。
- 2 返還の対象となる金額は別表1に定める金額とする。
- 3 県は、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は返還額の全部又は一部を免除することができる。

(報告及び立入調査)

第13条 県は、必要があると認める場合、交付決定者に対して居住実態や就業状況等に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(現況の報告)

第14条 移住支援金の交付を受けた者は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、継続居住及び就業の事実を記載した別に県が定める現況届を県に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

返還発生の要因	返還を命ずる額
虚偽の申請等が明らかとなった場合	交付額の全額
移住支援金の申請日から3年未満で転出した場合	交付額の全額
移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合	交付額の半額
移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合	交付額の全額
福島県12市町村起業支援金交付事業に係る交付決定を取り消された場合	交付額の全額

※居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合は、別表第1にかかわらず返還を求める場合がある。